

(給与支払報告書総括表 在中)

令和8年度 給与支払報告書の提出について (お願い)

平素から、住民税の課税事務につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

給与支払報告書は、住民税の計算のもととなる大切な資料となります。この度の報告書ご提出の際は、事務の効率化のため、本総括表をご使用ください。普通徴収を希望する場合は、必ず『普通徴収申請書』を添付してください。普通徴収申請書の添付がない場合や、申請書に該当する項目がない場合は、特別徴収として取り扱われます。

書き方等につきましては、裏面の記入要領により、必要事項をご記入のうえ、特別徴収分と普通徴収分のそれぞれを束ね、最後は、両方を合わせ、1束にしてご提出ください。

☆ 令和8年2月2日 までにご提出ください。

●問合せ先

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 市民税課

TEL (098) 973-5382

●eLTAX (電子申告) に関する問合せ先

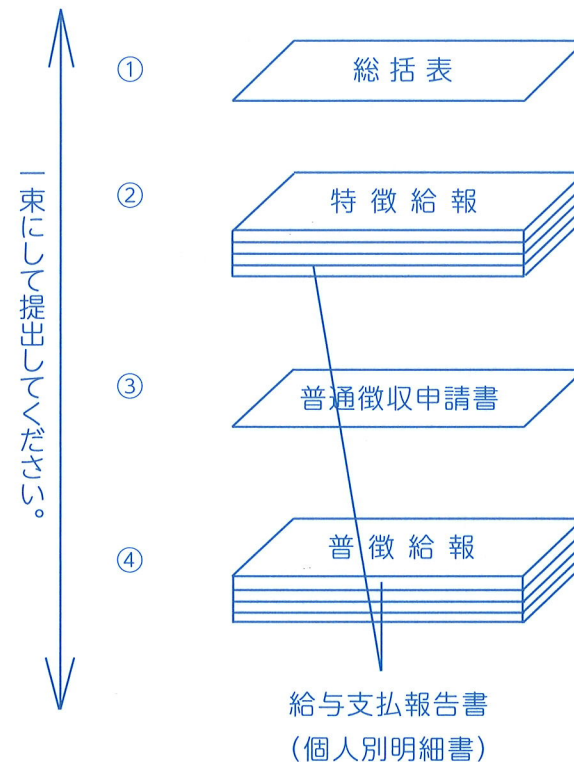
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク

0570-081459 (つながらない場合 03-5521-0019)

月曜日～金曜日 9:00～17:00

★お手数ですが、総括表及び普通徴収申請書は内容をご確認のうえ、ミシン目で切り取って、下図のとおり表紙や仕切紙としてご使用ください。



- ① 総括表
- ② 特別徴収分給与支払報告書
- ③ 普通徴収申請書
- ④ 普通徴収分給与支払報告書

・給与支払報告書 (個人別明細書) は、1人につき1枚
ご提出ください。(複写は不要です。)

※裏面をご覧ください。

令和8年度（令和7年分）

うるま市長宛

令和8年 月 日 提出

給与支払報告書（総括表）

訂正追加

給与の支払期間												令和7年 月分から 月分まで		うるま市内に事業所等	
給与支払者の個人番号または法人番号														有 ・ 無	
フリガナ												事業種目			
給与支払者の氏名又は名称												受給者員		人	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称												特別徴収対象者		人	
フリガナ												普通徴収対象者（退職者）		人	
同上の所在地												普通徴収対象者（退職者を除く）		人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名												報告人員の合計		人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号												所 税 務 署 名		税務署	
関与税理士等の氏名及び電話番号												給与の支払方法及びその期日			
												納付書の送付		必要 ・ 不要	

※切り取りは不要です！
A5サイズでのご提出をよろしくお願いします。

普通徴収申請書

うるま市長宛

指定番号

事業所（主）名

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人 数
A	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
B	給与の支給期間が1月を超える者 (給与の支払いが不定期的場合を含む。)	人
C	退職者又は休職者（5月31日までに予定している者を含む。)	人
D	給与額が少なく税額が引けない者 (税額が給与額を上回るため、給与から天引きできない者)	人
E	乙欄適用者（他の事業所で特別徴収される者）	人
F	事業専従者（青色申告者の専従者は除く）	人
普通徴収申請書 合計人数		人

【給与支払報告書をeLTAXや光ディスク等で提出する場合】
普通徴収を申請する受給者の個人別明細書の普通徴収項目にチェックを行い、摘要欄に上記略号を記載してください。

eLTAXや光ディスク等で給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。ただし、上記の略号の入力がない場合は特別徴収となります。

【給与支払報告書等のeLTAX・光ディスク等による提出の義務化について】
令和3年1月1日以降、前々年に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数が100枚以上あるときは、市区町村に提出する給与支払報告書についてeLTAX・光ディスク等による提出が義務付けられています。

※令和9年1月1日以降提出分については、30枚以上に引き下げられます。
書面では提出できませんので、対象となる場合につきましてはご準備をお願いします。

I. 総括表について

★ 給与支払報告書(総括表)の作成に当たっては次の点にご注意ください。

1. 記入方法について

- ① 総括表に印字されている住所、名称等に変更があれば、朱書きで訂正してください。
- ② 連絡先(担当者・電話番号)も忘れずにご記入ください。

※平成29年度分(平成29年1月31日提出期限)より、個人番号(マイナンバー)及び法人番号の記載が必要になります。

2. 独自に作成した総括表を使用する場合は、うるま市から届いた総括表も添付し提出してください。

3. うるま市への報告該当者がいない場合は、提出の必要はありません。

4. 会計事務所等に年末調整を委託されている場合は、うるま市から届いた総括表をお渡しいただき、報告の際はうるま市提出用の総括表を利用されるようお伝えください。

5. 総括表が届いていない市区町村への報告がある場合は、税務署所定の総括表をご使用ください。その際、特別徴収〇〇人、退職・乙欄〇〇人と明記してください。

6. 記入例(訂正方法)

名称を合資会社珊瑚商事 ⇒ 株式会社 珊瑚カンパニー と訂正する場合
・すでに印字されている名称を二重線し、訂正内容を記入してください。

「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払いをする事務所、事業所等から給与等の支払を受けているものの総人員を書いてください。

令和8年度(令和7年中)給与支払報告書(総括表)

うるま市長宛

令和8年1月15日提出

給与の支払期間													令和7年1月分から12月分まで										うるま市内に事業所等				
給与支払者の個人番号又は法人番号													1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	有・無	
フリガナ													カブシキガイシャ サンゴカンパニー										事業種目		不動産業		
給与支払者の氏名又は名称													合資会社珊瑚商事 株式会社 珊瑚カンパニー										受給者総人数		50人		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称													同上										特別徴収対象者		28人		
フリガナ													オキナワケンウルマシミドリマチ										普通徴収対象者(退職者)		3人		
同上の所在地													〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号										普通徴収対象者(退職者を除く)		2人		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名													取締役社長 うるま 太郎										報告人員の合計		33人		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号													総務課 給与係 氏名 沖縄 花子 (電話 098-111-△△△△)										所轄税務署名		沖縄 税務署		
関与税理士等の氏名及び電話番号													サンダン力税理士事務所 (電話 098-999-□□□□)										給与の支払方法及びその期日		毎月10日振込み		
																							納付書の送付		※ 必要・不要		

※必要:納入書を使用して納入
不要:金融機関の納入サービスを利用

II. 給与支払報告書について

★ 記入の方法は、源泉徴収票と同様です。詳しくは国税庁発行の年末調整に関する冊子やしおりをご覧ください。

1. 給与支払報告書は、給与受給者の令和8年1月1日現在の住所所在地の市区町村へ提出してください。
ただし、令和7年中の退職者については退職時の住所所在地の市区町村でもかまいません。

2. 給与支給額の多少やパート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず令和7年中に勤めていた方全員について提出してください。

※令和7年中に退職し、給与支払金額が30万円以下の方についても税の公平な課税のために給与支払報告書の提出にご協力ください。

3. 給与受給者のフリガナと生年月日、住所は必ず記入してください。

4. 令和8年度(令和7年分)から税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「各種扶養控除等にかかる所得要件」の引き上げ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

5. 摘要欄について

- ① 控除対象配偶者・扶養親族と別居の場合は住所・生年月日・続柄、苗字が異なる場合はフルネームで記入してください。
- ② 給与に前職分が含まれている場合は、前会社名、給与支払額、社会保険料等、源泉徴収税額、退職年月日を必ず記入してください。

〔例〕前職：〇〇工業(株)令和7年3月30日退職 支払金額：750,000円 社会保険料132,642円
源泉徴収税額：12,260円

③ 社会保険料等に国民健康保険税などを含める場合は、摘要欄に記入してください。

〔例〕本人・被扶養者の国民健康保険税、介護保険料

④ 旧様式(A6サイズ)の場合は上記に加えて
・控除対象配偶者・扶養親族の名前・個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。
・個人住民税(市県民税)にかかる住宅借入金等特別控除(所得税から控除できなかった分)がある場合には、住宅借入金特別控除可能額(所得税を引く前の額)と居住開始年月日(実際に居住した日)の両方を漏れなく記入してください。

⑤ 租税条約の適用がある場合は「租税条約適用 免税対象額〇〇円 〇〇条約〇〇条該当」と記載してください。

6. その他、給与支払報告書について、特に希望や連絡事項等がある場合は朱書き記入してください。
〔例〕訂正分、再提出分、追加分等

摘要欄記入例

(摘要)
前職：〇〇工業(株) 令和7年3月30日退職
支払金額：750,000円 社会保険料132,642円 源泉徴収税額：12,260円
長女：花(H25.12.14) 沖縄市〇〇1丁目ー〇 祖母：キヨ(身体障害手帳1級有り)
うるま太郎 国民健康保険税 18,000円
租税条約適用 免税対象額〇〇円 〇〇条約〇〇条該当

提出期限は…

令和8年2月2日(月)です。

毎年、提出期限の1月末は窓口が込み合います。
提出期限は、令和8年2月2日となっておりますが、
なるべく令和8年1月15日までに提出くださるよう
お願いいたします。

提出する前に…

総括表

- ・記入漏れがないか（名称・連絡先・報告人数等）
- ・報告人数に記載誤りはないか

チェック

☐☐

キ
リ
ト
リ
線

給与支払報告書(個別明細票)

- ・総括表の報告人数分（退職・乙欄含む）作成されているか
- ・受給者住所は、1月1日現在の住所になっているか
- ・受給者氏名・フリガナ・生年月日の記載漏れがないか
- ・前職での支払金額・支払者名が摘要欄に記載があるか
前年に中途就職した方の報告のうち、前職支払金額を含めて報告していただく
場合、摘要欄への支払金額と支払者名の記載をお願いいたします。
- ・被扶養者氏名・扶養人数の記載は一致しているか

チェック

☐☐☐☐☐

※16歳未満の年少扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、16歳未満の年少扶養親族を含めて算定した所得額により、市県民税が非課税になるかどうかを判定します。給与支払報告書内においても16歳未満の扶養親族人数と氏名等の欄がありますので、忘れずにご記入ください。

沖縄県及び県内全41市町村は、平成29年度課税分から、原則全ての事業主を特別徴収義務者に指定することを一斉に実施しています。

沖縄県・県内全41市町村

個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

特別徴収義務者とは

事業主（給与支払者）のうち、所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務がある方で、地方税法第321条の4（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）及びうるま市税条例第45条によって指定された方をいいます。

特別徴収義務者は、うるま市から送達された税額決定通知書によって毎月定められた税額を給与から天引き、定められた期限までに納入する義務が生じます。

特別徴収税額の税額通知・納入

提出していただいた給与支払報告書又は従業員の申告内容をもとに税額決定を行い、5月中には税額通知書及び納入書が特別徴収義務者宛に送付されます。

特別徴収義務者は、従業員の6月分給与から翌年5月分までの年12回の給与天引きをしていただき、天引きした翌月10日までに納入していただきます。

年度途中で従業員の雇用、退職等があった場合

年度途中で従業員を雇用し特別徴収を開始する場合や、従業員が退職し特別徴収ができなくなる場合は、翌月10日までに異動届等を提出する必要があります。

★給与支払い報告書提出後、退職、転勤等により、給与の支払を受けなくなった者がいる場合は、4月15日までに異動届を提出してください。（地方税法第317条の6）

提出期限を過ぎると5月送付の税額決定通知に間に合わない場合がございます。